

名古屋市告示第77号

名古屋市泰明町土地区画整理事業の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第10条第 1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可しました。

令和 7年 2月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 土地区画整理事業の名称
名古屋市泰明町土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
名古屋市中区金山四丁目 2番10号（主たる事務所）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号
- 3 施行認可の年月日
令和 3年 4月 9日
- 4 変更認可の年月日
令和 7年 2月28日

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課